

## 【 岡山聾学校 教職員の校内ルール 】

- 上 生徒指導及び保護者対応に関すること
  - (1) 幼児児童生徒及び保護者との関わり方について
    - ○幼児児童生徒及び保護者等の人権を尊重する。
    - ○幼児児童生徒が怯えたり萎縮したりする言動や、ハラスメントや体罰を疑われるような言動は行わない。
    - ○個別の指導や個別懇談等を行う際は、基本、複数の教職員で対応する。
  - (2) 連絡の取り方について
    - ○学校の固定電話もしくは学校携帯を使用する(個人携帯やメール等を使用しない)。
      - ・学校携帯 |・・・事務室 ※休日は管理職が所持
      - ・学校携帯2・・・事務室(校外持ち出し用) ※夜間は寄宿舎
      - ・学校携帯3・・・高等部(校外持ち出し・実習連絡用)
      - ※幼児児童生徒の電話番号及びメールアドレス等の取扱いは慎重にする。
  - (3) 教職員の自家用車への乗車について
    - ○緊急時にはタクシーを使用する(原則、自家用車に幼児児童生徒を乗せない)。
    - ○やむを得ず幼児児童生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、管理職が対応する。
- 2 個人情報等の取扱いに関すること
  - ○岡山県及び本校の「教育情報セキュリティポリシー」を遵守する。
    - ・個人情報を校外に持ち出さない。業務上やむを得ない場合は、管理職の許可を得るな ど、別に定めたルールを厳守する。
    - ・写真・ビデオ撮影は、学校の機材で行う。
  - ○幼児児童生徒の氏名・写真の公開や取扱いについては、毎年度当初の保護者への調査結果 に基づいて行う。また、必要に応じてその都度承諾を得る。
  - ○私用携帯電話等は職員室に置いておく。やむを得ず持ち出すときには、管理職の了解を得る。
- 3 集金など、学校徴収金等の取扱いに関すること
  - ○学校徴収金等取扱規程などを遵守する。
    - ・学校徴収金は、保護者から預かった大切なお金であり、保護者負担の軽減の観点から 私費で購入するべきものかどうかを考えて使う。
    - ・業者選定の必要がある校外学習は、必ず学校徴収金等検討委員会を開催する。
  - ○学校徴収金等の取扱いは、複数のチェック体制のもと行い、出納関係書類については、毎 月出納責任者による確認を受ける。
  - ○現金の管理は通帳で行う。現金は複数で確認したのち、速やかに入金する。短期保管の場合は必ず金庫に保管する。
- 4 交通安全に関すること
  - ○交通法規を守り、安全運転に心掛ける。
  - ○飲酒・酒気帯び運転は絶対に行わない。(自転車を含む)
  - ○万が一交通事故が発生した場合には、交通事故対応カードにより、誠意ある適切な対応を する。人命救助、警察への連絡を行うとともに、速やかに管理職に報告する。
- 5 その他
  - ○教育に携わる公務員として、自覚を持って行動する。(服務、法令の遵守など)